

【令和2年10月1日現在】

## 福岡県文化芸術活動再開支援補助金に係るQ & A

### 【事業内容について】

Q どのような内容の補助（支援）制度なのか？

A 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされた文化芸術団体等に対し、活動再開の支援を行います。

具体的には、感染症対策を講じた文化施設において、音楽、演劇等の実演を伴う有料公演を行う個人事業者・団体に対し施設使用料を助成するものです。

Q どのような内容の補助（支援）をするのか？

A 文化芸術公演（リハーサルを含む）で利用した施設使用料（設備使用料、冷暖房費は含まれない）の1/2を補助します。

ただし、1日当たり50万円が上限です。

Q 冷暖房費は施設基本使用料に含まれており、冷暖房費のみを分けることが難しいがどのように申請したらよいか？

A 冷暖房費のみを算出することが難しい場合、施設で設定している基本使用料で申請してください。

### 【対象者について】

Q どのような者が補助（支援）を受けられるのか？

A 県内の文化施設において文化芸術活動を行う、県内に住所を有するフリーランスを含む個人事業者、県内に活動拠点（本部、本社、支部、支社）を置く団体です。

Q 「フリーランスを含む個人事業者」とはどのような者か？

A 開業届を出し、事業収入を得ている一般的な個人事業者に加え、フリーランスとして雇用契約によらず、業務委託契約等にもとづき実演等に関する収入を得ている方を指します。

#### 【対象事業について】

Q どのような事業（イベント）が対象となるのか？

A 広く県民を対象とし、県内で文化芸術活動を行う事業者が主催する音楽、演劇等の実演を伴う有料公演（動画配信による無観客講演を含む。）で、新型コロナウィルス感染症拡大防止措置が十分になされている事業が対象となります。

ただし、以下に示す事業は対象となりません。

- ・ 文化芸術活動の練習（本番前日等のリハーサルは助成対象）
- ・ 美術、写真、茶道・華道及び映画・アニメーション上映会等、実演を伴わない事業
- ・ ワークショップ等講座に類する事業
- ・ 式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類するもの
- ・ 特定の政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・ 自治会、大学、学校等のクラブ、サークル活動、学校教育に関する事業
- ・ 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の発表会、その他特定の会員のみに限定される事業
- ・ 寄付行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業
- ・ 公演中に、飲食及び接待が行われる事業
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業

Q 施設所有事業者が所有施設を利用して行う事業は対象となるのか？

A 施設所有事業者が自らの施設で事業を行う場合は、施設使用料が発生しないため対象となりません。

Q 県内に活動拠点を置く団体が行う事業を対象としているが、活動拠点とは具体的にはどのようなもの？

A 本部、本社、支部、支社、営業所、事務所などが県内に存在することを指します。

Q 公演が終了した事業も対象となるのか？

A 令和2年10月1日以降に開催した事業であれば対象となります。

Q ライブ配信による公演を考えているが、実績報告はどのようにするのか？

A ライブ配信の場合、令和3年3月31日までに配信を行った事業が対象となります。また、報告書に配信コンテンツサービス事業者との取引履歴資料等、動画配信を行ったことが確認できる資料を添付していただきます。

#### 【対象施設について】

Q どのような施設が補助（支援）の対象となるのか？

A 県内に所在する、以下の施設となります。

- ・ 興行場法の許可を受けた劇場、ホール等（映画館、スポーツ施設、その他の見せ物の施設を除く）
- ・ 施設定員が概ね100人以上である施設
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を行っている施設

Q 収容人員はどのように確認したらよいか？

A 施設がホームページ等で掲載し一般に公表している人員としてください。

**Q** 公共の文化施設で減免により使用料が無料となるが、補助（支援）を受けることができるか？

**A** 減免により使用料が無料となる場合には補助対象となりません。

**Q** 興行場法の許可を受けた、劇場、ホール等（映画館、スポーツ施設、その他の見せ物の施設を除く）とは具体的にはどのような施設か？

**A** アクロス福岡、大濠公園能楽堂、ももち文化センター、嘉穂劇場等の公立、民間立の劇場、ホール等です。

**Q** 公演を行う予定の施設が対象となるのか確認したいがどうすればよいか？

**A** 相談窓口まで、電話かメールでお問い合わせください。

（相談窓口）福岡県文化芸術活動再開支援補助金事務局

（ももち文化センター内）

※毎週月曜日、年末年始（12/28～1/4）は休みとなります。

ただし、11/23（月）、1/11（月）は窓口を開き、翌日が休みとなります。

Tel 092-851-4511（9～17時）

E-mail shien@momochi-palace.net

### 【その他】

**Q** 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とは具体的にどのようなものか？

**A** 補助金申請書に添付していただく様式に「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策チェックリスト」がありますので、そちらで確認してください。

また、公演を行う時点での最新の業種別ガイドラインを参考に各事業、各施設に最も適切な対策を講じてください。

なお、担当者が実地で感染症拡大防止対策の状況を確認させていただく場合があります。

Q 公演開催時に新型コロナウイルス感染拡大防止措置を行ったことをどのように確認するのか？

A 事業完了後提出していただく事業報告書の様式に、公演開催時の会場写真を添付していただきます。この内容と申請時に提出していただく感染防止拡大チェックリストの内容が合っているかで確認します。

確認ができない場合、補助の対象とならないことがありますので、ご注意ください。

また、これらの書類による確認に加え、担当者が実地で感染症拡大防止対策の状況を確認させていただく場合があります。